

議会改革調査特別委員会記録

平成26年3月7日（金）

於：第2委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成26年3月7日（金）

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午後1時1分）	2
議会基本条例の制定について	2
枚方市議会基本条例（案）の逐条解説について	2
委員会提出議案について	3
散会宣告（午後1時11分）	4

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成26年3月7日（金曜日）

出席委員（9名）

委員長	高橋伸介	委員	藤田幸久
副委員長	大橋智洋	委員	岡林薫
委員	前田富枝	委員	大塚光央
委員	広瀬ひとみ	委員	堀井勝
委員	清水薫		

本日の会議に付した事件

1. 議会基本条例の制定について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局課長代理	田中朗
事務局次長	五島祥文	事務局課長代理	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	鈴木義久
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	藤野亜希子

○高橋伸介委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午後1時1分 開議)

○高橋伸介委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○高橋伸介委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○高橋伸介委員長 これから調査に入ります。

○高橋伸介委員長 議会基本条例の制定についてを議題とします。

○高橋伸介委員長 まず、枚方市議会基本条例(案)の逐条解説について、御確認をお願いいたします。

本件については、前回、会派にお持ち帰りの上、あらかじめ御確認いただくようお願いしておりました。つきましては、各会派に御意見の有無をお伺いし、御意見があれば、そのことについて、委員間で御協議をお願いしたいと思います。

その前に、前回から、若干修正した部分がありますので、その点について、事務局から説明させます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、お手元の資料1の2ページをお開きください。

前文の【解説】のうち、上から4行目については、「重要になってきています」という部分を「重要になってきていることを述べています」に修正しております。これは、その2行上に「枚方市長を例に述べています」とありますので、表現をそろえるためでございます。

次に、下から5行目については、「協議の結果」という部分を「そして、案文策定作業時における協議の結果」に修正しております。これは、その2行上に「協議を行い」とありますので、その協議とは別の協議であることを明確にするためでございます。

次に、5ページをお開きください。

一番上に四角で囲んであります第7条の条文については、前回、「努めなければならない」という部分、2カ所ありますが、これらを「努めるものとする」に改めることが確認されましたので、そのように修正しております。あわせて、条文の下にあります【解説】についても、「努めなければなりません」という部分を「努める必要があります」に修正しております。

次に、8ページをお開きください。

一番上に四角で囲んであります第12条の条文については、前回、第2項の「通告しなければならない」という部分を「通告するものとする」に改めることが確認されましたので、そのように修正しております。あわせて、条文の下にあります【解説】についても、「通告の義務」という部分を削除して、「質問の種類、手法等」に修正しております。

次に、11ページをお開きください。

一番上に四角で囲んであります第19条の条文については、前回、「努めなければならない」という部分を「努めるものとする」に改めることが確認されましたので、そのように修

正しております。

また、一番下に四角で囲んであります第21条の条文についても、同様でございます。

次に、12ページに参りまして、一番上に四角で囲んであります第22条の条文についても、同様に「努めなければならない」という部分を「努めるものとする」に修正しております。

次に、14ページをお開きください。

一番上に四角で囲んであります第26条の条文については、前回、「尽くさなければならない」という部分を「尽くすものとする」に改めることが確認されましたので、そのように修正しております。

次に、15ページに参りまして、一番上の第28条の【解説】の末尾をごらんください。

この部分は、「議会活動や審査の参考にしようとするものです」となっておりましたが、「審査」という用語が条文の文言、具体的には「議会活動及び政策の重要案件」という部分にそぐわないことから、「議会活動等の参考にしようとするものです」に修正しております。

次に、同じページの一番下に四角で囲んであります第30条の条文の末尾については、以前、「実施しなければならない」から「実施するものとする」に修正した経緯がございます。それに応じて、【解説】についても、「実施する義務があることを定めています」という部分を「実施することを定めています」に修正しております。

次に、16ページに参りまして、真ん中に四角で囲んであります第32条の条文については、前回、「定められなければならない」という部分を「定められるものとする」に改めることが確認されましたので、そのように修正しております。あわせて、条文の下にあります【解説】についても、「定められなければなりません」という部分を「定められる必要があります」に修正しております。

なお、漢字を平仮名に改めるなどの軽微な変更につきましては、特に明示せずに行わせていただいておりますが、何とぞ御容赦ください。

説明については、以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの説明も踏まえ、この逐条解説について、御意見のある会派はございますでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 会派に持ち帰って検討させてもらったところ、第1条の【解説】のところでは、「枚方市がだれもが暮らしやすいまちとなるよう、市政の発展に貢献しなければなりません」と書かれています。条文は、「市政の発展」ということで、「市民福祉の向上」という言葉は省こうとなったんですけれども、【解説】では「だれもが暮らしやすいまちとなるよう」という文章が入っているんですね。こうやって入るのであれば、本来、本文にも「市民福祉の向上」という言葉が入ってしかるべきなのではないかと会派で意見が出されたことを、改めて述べておきたいと思います。

○高橋伸介委員長 今のは御意見ということでよろしいですか。

○広瀬ひとみ委員 はい。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）他に御意見もないようですので、資料1のとおり、この逐条解説を確定することとします。

○高橋伸介委員長 次に、委員会提出議案について、御確認をお願いします。

前回、議会基本条例の内容を確定していただき、あわせて、議決が必要な会議規則の一部改正について、新旧対照表をお示しし、内容を御確認いただいたところです。

つきましては、それらの内容に沿って、お手元の資料2—1及び資料2—2のとおり、「枚方市議会基本条例の制定について」及び「枚方市議会会議規則の一部改正について」の議案書案を作成いたしました。

本2件を本委員会の委員会提出議案とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋伸介委員長 御異議なしと認めます。

よって本2件を、本委員会の委員会提出議案とすることに決定しました。

それでは、本日、委員会終了後、本2件を議長に提出させていただきたいと思えます。

そして、3月19日に予定されております議会運営委員会に本2件をお諮りいただき、今定例会最終日、3月26日の本会議に上程していただくようお願いしたいと考えております。

また、先ほど内容を確定していただいた逐条解説については、議案の参考資料として、あわせて議場に配付していただくようお願いしたいと考えております。

さらに、前回、改正内容を御確認いただいた協議会規程についても、本2件が議決された後、速やかに改正していただくようお願いしたいと考えておりますので、委員の皆さんに申し上げます。

○高橋伸介委員長 以上で、議会基本条例の制定についての調査を終結します。

このように議会基本条例の案文作成作業を円滑に行うことができましたのも、大橋副委員長を初め、委員の皆さんの絶大なる御協力のおかげだと思っております。

そして、何よりも、この間、事務局の皆さんの手厚いサポートがあってこそだとも思っております。心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○高橋伸介委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこれをもって散会します。

(午後1時11分 散会)

委員長 高橋伸介

議長 有山正信